



特約の罫…非課税！課税？

税理士・CFP® 越智 浩

Q. リビング・ニーズ特約により受け取った保険金（生前給付金）と死亡保険金

本年3月、父は医師から余命半年の宣告を受けました。残された時間を好きなことをして過ごしたいというのが父の希望でもあり、家族4人（父、母、私と弟）で話し合った結果、ただ延命のためのつらい治療をやめ、父の好きなようにさせようという結論になりました。そこで、父は、生命保険契約（契約者、被保険者及び保険料負担者は父。死亡保険金3,000万円の受取人は母。）に付されていたリビング・ニーズ特約を使い、2,000万円を生前給付金として受け取りました。

同年10月、父は亡くなり、死亡保険金1,000万円を母が受け取りました。

父が生前に受け取った給付金2,000万円と母が受け取った死亡保険金1,000万円は、税務上、どのように扱われますか？

A. 所得税は非課税、相続税も非課税、と課税対象となるもの。

あまり好きな言葉ではないが、『終活』（＝より良い人生の終わりのために事前の準備を行うこと、だそうである）の話題が取り上げられるとともに生命保険契約の中で注目されているものとして『リビング・ニーズ特約』がある。

これは、①医師から被保険者の余命が6か月以内と診断（すべての病気・ケガが対象）された場合に、②主契約の死亡保険金の一部または全部（3,000万円を限度）を生前に受け取れ（＝生前給付金）、③受け取った生前給付金の額だけ死亡保険金が減額（生前給付金＝死亡保険金全部の場合、主契約は消滅）され、④生前給付金の受取人は被保険者とし、⑤配偶者等について指定代理請求（被保険者本人が請求できない事情の場合）を認め、⑥この特約部分の保険料は無料（＝主契約保険料の支払いのみ）となっているものである。設例では、被保険者である父がこのリビング・ニーズ特約により死亡保険金の一部である生前給付金2,000万円を受け取り、父の死亡後、死亡保険金3,000万円から前払いされた生前給付金2,000万円を減額した1,000万円を母が受け取ったことになっている。

まず、生前給付金2,000万円についてであるが、被保険者である父の余命が6か月以内と診断されたことを支払事由としており、被保険者死亡を支払事由とするものではない。従って、父本人の生前の所得ということになる。しかしながら、疾病により重度の障害となったことなどを基因として支払われる保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの（保険金等）」（所令30①、所基通9-21）に該当し、所得税法上の非課税所得となる。つまり、生前給付金について所得税は課税されない。

次に、死亡保険金1,000万円についてであるが、相続税法上のみなし相続財産となり、他の本来の相続財産と合算して相続税の課税価格を構成することになる。しかしながら、生命保険金等の非課税（限度額：500万円×法定相続人の数 設例においては、1,500万円）の規定が使えることから、死亡保険金は1,500万円以下のため、相続税は課税されない。

以上のように、所得税は非課税、相続税も非課税となるのであるが、問題は、父が受け取った生前給付金2,000万円を亡くなるまでに使いきった、いや、費消できたのかどうかということである。当然ながら使いきれなかった部分については、現金または預金として本来の相続財産ということになる。また、車両・船舶や書画骨董などの資産購入に使われた場合も本来の相続財産としていずれも相続税の課税対象となる。思わぬ落とし穴が潜んでいる。

リビング・ニーズ特約により上限である死亡保険金3,000万円相当額を生前給付金として受け取り、相続開始後に遺族が後悔するケースもなくはない。相続税法には、遺産に係る基礎控除額や生命保険金等の非課税といった非課税規定もあるのであるから、リビング・ニーズ特約を使うとしても趣味や旅行など費消可能な現実的金額を考えるべきであろう。